

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、<u>国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長</u>並びに出納局にあつては会計指導監</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。ただし、地方公所長にあつては、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、<u>文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長</u>、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては会計指導監</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。ただし、地方公所長にあつては、この限りでない。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合議事項</th> <th colspan="3">合議区分</th> </tr> <tr> <th>総務部長</th> <th>管財課総括課長</th> <th>管財課管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土地の取得、<u>用途廃止</u>又は処分（寄附の受入れを除く。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 土地以外の財産の取得、<u>用途廃止</u>又は処分（<u>工事執行後の取</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	合議事項	合議区分			総務部長	管財課総括課長	管財課管理担当課長	1 土地の取得、 <u>用途廃止</u> 又は処分（寄附の受入れを除く。）	[略]			2 土地以外の財産の取得、 <u>用途廃止</u> 又は処分（ <u>工事執行後の取</u>	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合議事項</th> <th colspan="3">合議区分</th> </tr> <tr> <th>総務部長</th> <th>管財課総括課長</th> <th>管財課管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土地の取得又は処分（寄附の受入れ<u>及び交換</u>を除く。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 土地以外の財産の取得又は処分（寄附の受入れ、<u>交換及び工</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	合議事項	合議区分			総務部長	管財課総括課長	管財課管理担当課長	1 土地の取得又は処分（寄附の受入れ <u>及び交換</u> を除く。）	[略]			2 土地以外の財産の取得又は処分（寄附の受入れ、 <u>交換及び工</u>	[略]		
合議事項		合議区分																													
	総務部長	管財課総括課長	管財課管理担当課長																												
1 土地の取得、 <u>用途廃止</u> 又は処分（寄附の受入れを除く。）	[略]																														
2 土地以外の財産の取得、 <u>用途廃止</u> 又は処分（ <u>工事執行後の取</u>	[略]																														
合議事項	合議区分																														
	総務部長	管財課総括課長	管財課管理担当課長																												
1 土地の取得又は処分（寄附の受入れ <u>及び交換</u> を除く。）	[略]																														
2 土地以外の財産の取得又は処分（寄附の受入れ、 <u>交換及び工</u>	[略]																														

得及び寄附の受 入れを除く。)			
3 寄附の受入れ	<table border="1"> <tr> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 以上 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 以上)</td> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 未満 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 未満)</td> </tr> </table>	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 以上 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 以上)	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 未満 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 未満)
1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 以上 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 以上)	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 未満 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 未満)		
4 [略]	[略]		
5 [略]	[略]		
6 財産の所管換 え	[略]		
7 財産の所属換 え (所属換えを 受けることを含 む。)	[略]		
8 [略]	[略]		

2 [略]

事執行後の取得 を除く。)			
3 寄附の受入れ	<table border="1"> <tr> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 以上 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 以上)</td> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 未満 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 未満)</td> </tr> </table>	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 以上 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 以上)	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 未満 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 未満)
1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 以上 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 以上)	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 500 万円 未満 (法人 その他の団 体からの場 合は、 1,000 万円 未満)		
4 交換	<table border="1"> <tr> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円以上</td> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円未満</td> </tr> </table>	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円以上	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円未満
1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円以上	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円未満		
5 [略]	[略]		
6 [略]	[略]		
7 所管換え	[略]		
8 所属換え (所 属換えを受ける ことを含む。)	[略]		
9 [略]	[略]		
10 用途廃止	<table border="1"> <tr> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円以上</td> <td>1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円未満</td> </tr> </table>	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円以上	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円未満
1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円以上	1 件の評価 、予定又は 見積りの価 格 7,000 万 円未満		

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。